

(再評価)

資料2-4-②

関東地方整備局

事業評価監視委員会

(平成26年度第3回)

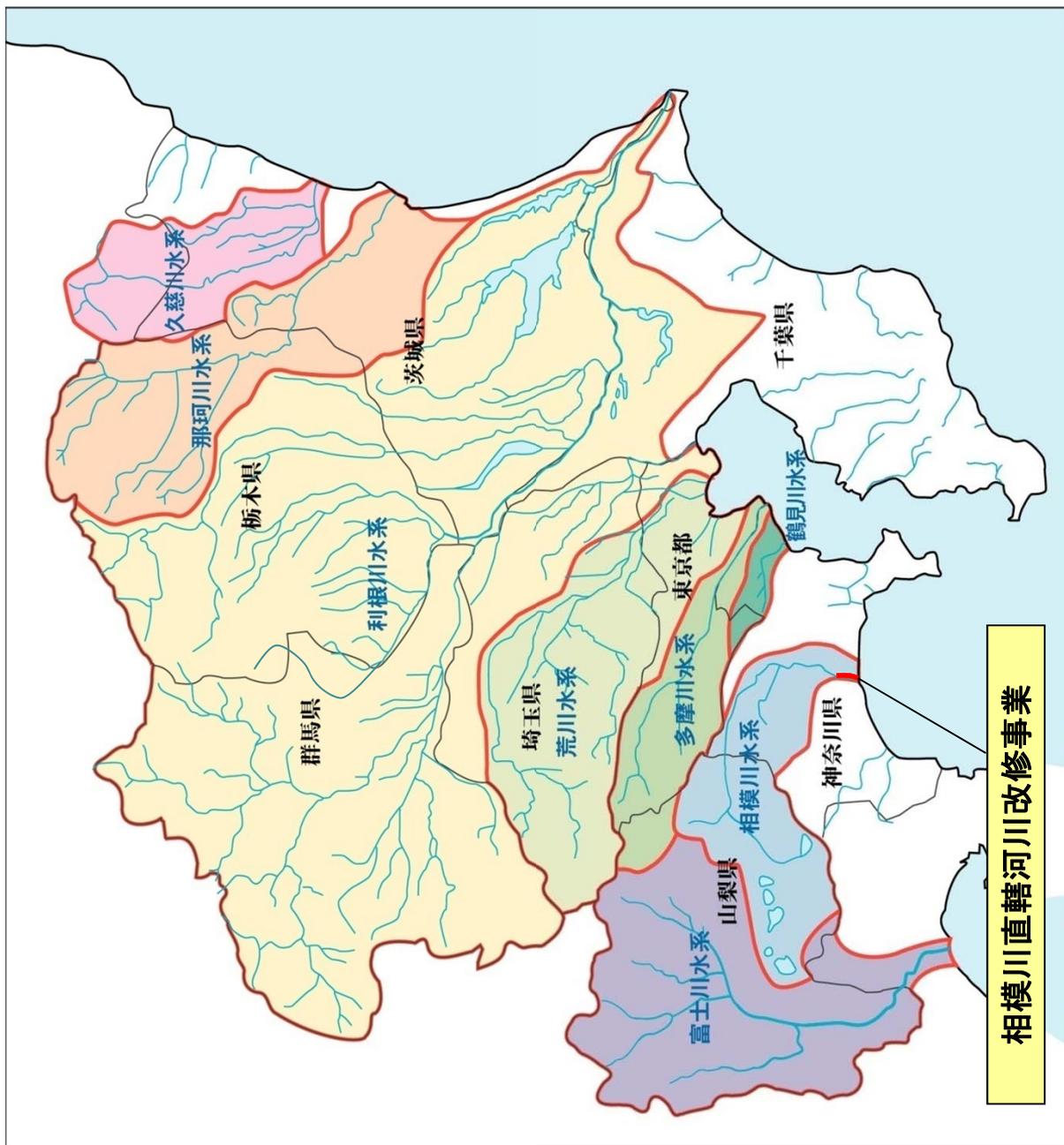
相模川 直轄河川改修事業

平成26年9月26日
国土交通省 関東地方整備局

河川事業

平成23年度		再評価								
事業名(箇所名)	相模川直轄河川改修事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業主体	関東地方整備局					
		担当課長名	森北 佳昭							
実施箇所	神奈川県平塚市・茅ヶ崎市・寒川町									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	堤防整備、水衝部対策、浸透対策、防災対策									
事業期間	平成24年度～平成53年度									
総事業費(億円)	約215	残事業費(億円)	約215							
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後最大の昭和22年9月カスリーン台風規模の洪水を安全に流下させることを目的として、堤防整備、水衝部対策、浸透対策等を進める。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防未整備地区は、洪水による浸水被害の危険性がある。早期に築堤を行い、流下能力を向上させることで、洪水による浸水被害の軽減を図る。 ・相模川の河口から1.8K区間は高潮堤防整備区間であるが、現在でも一部無堤段が残っている。早急に高潮堤防の整備を行い、高潮による浸水被害の解消を図る。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：393戸 年平均浸水軽減面積：14ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度							
	B:総便益(億円)	512	C:総費用(億円)	127	B/C	4.0	B-C	384	EIRR (%)	30.5
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	512	C:総費用(億円)	127	B/C	4.0				
感度分析	備考	残事業(B/C) 全体事業(B/C) 残事業費(+10%～-10%) 3.7 ～ 4.4 3.7 ～ 4.4 残工期(-10%～+10%) 4.0 ～ 4.1 4.0 ～ 4.1 資産(-10%～+10%) 3.6 ～ 4.3 3.6 ～ 4.3								
		当面の段階的な整備(H24～H30):B/C=7.2								
事業の効果等	概ね20～30年間の整備により、昭和22年9月カスリーン台風規模相当の洪水に対して、浸水被害が軽減される。									
社会経済情勢等の変化	相模川流域は、山梨県から神奈川県を流れ、政令指定都市の相模原市や下流部の平塚市・茅ヶ崎市などの主要都市を有し、JR東海道本線や東海道・山陽新幹線、東名自動車道路など主要幹線網が集中し、また下流域は市街地が密集しているため、人口・資産が集積しており、はん濫ポテンシャルが大きい沿川地域であることから、洪水から防御するために引き続き相模川直轄河川改修事業により、災害発生防止及び軽減を図る。									
事業の進捗状況	相模川は、長期にわたり未改修であったため、昭和44年に直轄事業着手からこれまで地元関係者等の理解・協力を得るために時間をかけながら、河川改修事業を進めてきた。									
事業の進捗の見込み	現在、地元関係者等の理解も十分に得られ当該事業は着実に進んでおり、今後も事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、地元関係者との調整を十分に行い実施していく。									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	近年の技術開発の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や指定区間整備との連携による事業手法の見直しの可能性を探りながら、今後も更なるコスト縮減の視点に立ち、事業を進めていく方針である。具体的には、建設発生土砂を築堤土に活用する等、より一層の建設コスト縮減に努める。									
対応方針	継続									
対応方針理由	当該事業は、現段階においても、その必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考える。人口・資産が集積しており、はん濫ポテンシャルが大きい下流域は、築堤の未整備区間が現存することから、相模川直轄河川改修事業により早期に整備を実施し、災害の発生防止又は軽減を図ることが重要と考える。									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>特に意見なし。</p>									
	<p><神奈川県の見解・反映内容></p> <p>築堤対策等は、流下能力の向上や浸水被害の解消を目的とした、治水安全度の向上を図るものであることから、事業を継続することは妥当である。</p>									

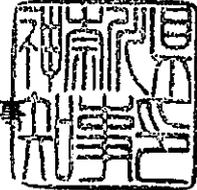
事業位置図



河第80号
平成26年9月17日

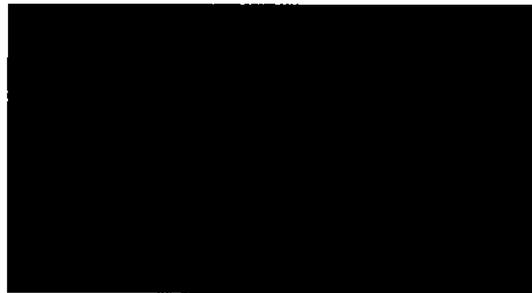
国土交通省
関東地方整備局長 殿

神奈川県知事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について (回答)

平成26年9月5日付け国関整企画第130号で意見照会のありました標記のことについて、別添のとおり回答します。



(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	神奈川県知事の意見
多摩川直轄河川改修事業	継続	別紙、意見のとおり
相模川直轄河川改修事業	継続	別紙、意見のとおり

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

意見

○多摩川直轄河川改修事業

・過去の災害や近年の豪雨、さらには流域内の人口の集中や資産の集積状況を鑑みると、多摩川の河川改修事業の果たす役割は非常に大きい。

・今後もコスト縮減に取り組み、早期に事業を完成されたい。なお、事業実施にあたり地元等の意向を尊重し、事業を継続されたい。

○相模川直轄河川改修事業

・過去の災害や近年の豪雨、さらには流域内の人口の集中や資産の集積状況を鑑みると、相模川の河川改修事業の果たす役割は非常に大きい。

・今後もコスト縮減に取り組み、早期に事業を完成されたい。なお、事業実施にあたり地元等の意向を尊重し、事業を継続されたい。